

綾部市公告第119号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和8年8月28日

綾部市長 四方 源太郎



- 1 送達を受けるべき書類の名称
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告
- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
龍川 廉太
岩崎 楓花
岩崎 楓花
審 有子
張富隆
松原 洋一
エーベル・トマ・ヴァレンタン・ジョン・マリウス
アレクシバルロフ
ELVIS・EXPEDITO・DE・OLIVEIRA